

日本国政府とアメリカ合衆国メリーランド州との間の 経済及び貿易関係に関する協力覚書

本協力覚書（以下「覚書」という。）は、日本国政府及びアメリカ合衆国メリーランド州（以下、単独で「当事者」といい、総称して「両当事者」という。）が作成したものである。

両当事者は、両当事者間の既に強固な経済及び貿易関係を深化させる目的を共有する。両当事者は、両当事者の長所と利点を考慮しつつ、液化天然ガス（LNG）、高速鉄道、スポーツ・ビジネス、生命科学協力、直接投資、輸出促進、学術協力、姉妹県・姉妹都市経済パートナーシップ等の相互に恩恵のある分野における努力を、更に支援し調整する意図を有する。

項目 1 協力分野

平等及び相互利益の原則に従い、両当事者は、以下の分野において協力する意図を共有する。

・ 液化天然ガス

新規投資、雇用及び税収を含む実質的な経済的利益をメリーランド州にもたらすとともに、20年以上にわたり安定的かつ競争的な LNG を日本に供給することによって日本のエネルギー安全保障を強化する、適切な協力及び情報共有を通じた LNG の分野（メリーランド州ラスビーにおけるドミニオン・コーブ・ポイント LNG 計画を含む。）。両当事者は、適当な場合には、このような生産的な長期的関係を支援するための協力を行う。

・ 高速鉄道

安全性、計画、運行の信頼性、環境との親和性、技術（トンネル掘削及び駅周辺の開発を含む。）並びに高速鉄道、超電導リニア（マグレブ）その他の旅客向け鉄道サービスの社会的及び経済的効果に関する情報及び最良の慣行の交換を通じた、マグレブその他の旅客向け鉄道サービスを含む高速鉄道の分野。

・ スポーツ・ビジネス

スポーツ産業の成長促進並びに貿易及びパートナーシップの機会の支援。スポーツは相違を越え、普遍的な価値を育むとして、両当事者は、スポーツの経済的及び文化的利益を評価し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を活用することによることを含め、この重要な産業に関与する。

・生命科学分野

日本とメリーランド州の機関の間で進行中の様々な協力事業に基づく生命科学分野。これらの強固なつながりを協同作業の基礎として考慮し、両当事者は、適当な場合には、シンポジウム、ワークショップその他の関連する協力行事の発展を通じ、これらの協調の潜在性のために、当該機関を奨励し支援する。

・貿易及び投資

適当なビジネス及び市場に関する情報の相互交換その他の協力活動を通じた、日本とメリーランド州のビジネスの相互作用の推進を含む、貿易及び投資の分野。これらの活動は、日本貿易振興機構（JETRO）及びメリーランド州商務局により代表される同州により実施される。

・学術分野

交流事業の充実を通じて、日本とメリーランド州の高等学校間、大学間及び研究機関間での適当な機関間協調を支援し奨励することによる、特にサイバーセキュリティ、ビッグ・データ、エネルギー技術及び量子計算といった新たな分野における、学生及び科学者の交流に焦点を置いた、学術分野。

・姉妹県・姉妹都市経済パートナーシップ

姉妹県・姉妹都市プログラムを通じて、日本とメリーランドはビジネス、教育等の分野で緊密な関係を維持してきている。１９８１年から、神奈川県とメリーランド州は、公式の姉妹県関係を維持している。同様に、川崎市とボルティモア市は姉妹都市であり、２０１９年に４０周年を祝う予定である。これらの重要な関係は、国際的な職員、機関及びビジネスを結びつけ、ローカル・ビジネスが新たな機会及び資源を発見することを支援することにつながる。両当事者は、これらの関係を強化すること及び貿易の機会を特定することで一致した。

項目２ 協力の形式

協力の形式は、以下の事項及び両当事者が決定したその他の形式を含むことができる。

- ・ 技術及びインフラの実証事業を含む特定の事業
- ・ 政策及び事業並びに政策立案及び能力開発の支援に関する適当な情報及び経験の共有

- 人事交流及び一方の当事者から他方の当事者への一時的な人員の派遣
- 両当事者の研究機関及び大学の間における、生命科学その他の技術等の分野における共同研究、開発及びプロジェクトの展開の推進
- シンポジウム、セミナー、ワークショップ、展示会及び研修の共同開催
- 多国間コンソーシアムを含む、その他のコミットメント又はイニシアチブへの参加
- イノベーションの拠点
- 地方自治体、研究機関、大学、非政府組織その他の機関からの参加及び支援の促進
- 本覚書の目的に寄与する、両当事者が相互に受入れ可能なその他の協力の形式

項目３ 実施

両当事者は、本覚書に沿う形で相互の利益のための機会となる共通の関心事項について、定期的に、互いに情報を提供し協議を行う。

本覚書の実施を監督するため、日本国政府は、外務省、内閣官房健康・医療戦略推進本部、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、日本貿易振興機構（JETRO）及び在アメリカ合衆国日本国大使館を指定し、メリーランド州は、メリーランド州商務局、メリーランド州運輸局（MDOT）及びメリーランド州州務長官官房を指定する。

これらの機関は、本覚書の実施にあたり、適当な場合には、日本国及びメリーランド州の主体間の他の約束との調整を行う。

項目４ 期間、終了、修正

本覚書は、法的拘束力を有さず、いずれの当事者に対しても、法的な又は衡平法上の権利又は義務を生じさせるものではない。

本覚書の下での協力は、両当事者の署名の日から４年間継続する。本覚書の修正又は本覚書の下での協力の期間の延長は、両当事者の署名付きの書面による両当事者の同意によって決定することができる。

いずれの当事者も、他方の当事者に対して書面による通知をした４５日後に本覚書の下での協力を終了することができる。

本覚書は、アナポリスにおいて２０１９年３月２５日に同等の価値を有する日本語及び英語で署名された。

杉山晋輔

アメリカ合衆国駐在日本国特命全権大使

ローレンス・J・ホーガン・ジュニア

メリーランド州知事